

令和6年4月1日から開始

# 骨髄移植等により予防接種を 再接種する方へ補助金を支給します

## 〈 対 象 者 〉

次の①、②、③のすべてに該当する方

- ① 再接種日時時点で、茅ヶ崎市内に住所を有する20歳未満の方
- ② 骨髄移植等の医療行為により、接種済みの定期予防接種について再接種の必要があると医師に判断され、再接種した方
- ③ 再接種に対する助成及び補助等を他の市区町村から受けていない方

※再接種は任意接種の位置付けとなります。

## 〈 補助対象額 〉

該当する予防接種の再接種費用と補助上限額のいずれか低い額  
(医師の意見書作成料などの文書料等は補助の対象になりません。)

対象者や手続きの詳細は  
お問い合わせください



## 〈 主な手続き 〉

### ① 事前相談

健康増進課に電話または窓口で事前相談する。(母子健康手帳をご用意ください)

### ② 準 備

医師に「医師の意見書」を記載してもらう。(意見書は補助金申請用の様式があります)

### ③ 接 種

予防接種を受け、接種費用を支払う。ワクチン名・ワクチンごとの金額記載がある領収書、  
再接種した予防接種・接種日・接種医療機関がわかるもの(母子健康手帳など)を受け取る。

### ④ 交付申請

交付申請書と必要書類を健康増進課へ提出する。

※申請期限は、再接種を受けた日から1年以内です。

- (1) 申請者の本人確認書類
- (2) 医師の意見書 (補助金申請用の様式があります)
- (3) 再接種に関する領収書及び内訳書
- (4) 定期予防接種・再接種の記録がわかるもの (母子健康手帳又は予診票の写し等)

